

ひゅーまんらいつ

令和3年度 第10号



インターネットを正しく活用し、加害者にも被害者にもならない 自分になることで、差別をなくしていこう！！

法務省の人権擁護機関の調査によると、現在日本では、インターネットを利用した人権侵害による事件が多発しているそうです。そこで、今月のひゅーまんらいつではインターネットの人権侵害の特徴と問題事例からネット上での人権侵害をなくし差別を解消していくための行動について考えてみましょう。

1 インターネット上の人権侵害から起こること

加害者の容易性	誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も簡単にできる。
匿名性	匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠がない情報が流布されやすい。また、被害者がすぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な負担が大きい。
被害者の拡散性	いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。また、内容が別サイトに次々とコピー・転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がることもある。
被害回復の困難性	情報の発信者・サイト管理者が特定できない場合が多く、削除要請が困難である。削除されない内容は半永久的に掲載され、被害を出し続ける。

2 問題事例

差別表現	同和地区出身者や障がいのある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込み、伏せ字や当て字を用いたり、用語の解説や学術的な説明を装ったものもある。
誹謗中傷	根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめる書き込み。
個人情報の流出	名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み。
プライバシーの侵害	他人に知られたくない写真、動画などの掲載。
嫌がらせメール	相手が嫌がるような内容のメールなどの送受信。
ネットいじめ	学校裏サイトやブログでの悪口、SNSでの仲間はずし。

(注) 伏せ字…印刷物で、明記を避けるために、その部分を空白にしたり、○や×で表したりすること。

※ 令和元年度内閣府の調査によると、高校生のスマートフォン普及率は97.3%だそうです。
ネットの利用率は99%。利用内容は①コミュニケーション、②動画視聴、③音楽鑑賞でした。

3 加害者にも被害者にもならないために

表面の最後にもあるように、今の時代、ほとんどの高校生がネットを活用していることは間違いありません。だからこそ、忘れてはならないのはパソコンやスマートフォンなどインターネットの端末の向こう側には、私たちと同じ人間がいるということです。また、メールや掲示板などに掲載した情報は、完全に削除・回収することは困難です。何気ない書き込みが、相手を苦しめることを忘れないでください。



インターネットは、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することが一層大切になるのです。自分自身の人権感覚をしっかりと磨いていきましょう。

知っておこう！ 様々な差別を解消するために作られた法律。

知っておこう②

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日施行）
ヘイトスピーチ解消法

知っておこう③

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）
部落差別解消推進法

上のどちらの法律も平成28年に成立しています。

知っておこう①

また、同年4月には**障害者差別解消法**も施行されています。差別解消のための3つの法律が、つい最近、施行されているということを知り、そしてなぜ法律ができたのかについて考えてみましょう。

ヘイトスピーチって何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。
(法務省ホームページより)

☆ 今日の人権デーの感想をまとめましょう。

() 年 () 組 () 番 氏名 ()